入札心得

入札に当たっては、下記事項に十分留意してください。

1　入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知した上で入札すること。

2　上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書案及び係員が説明する入札に関する諸事項をいうものであること。

3　上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期限までに問い合わせること。

4　開札中は、一切の発言を認めないので静粛にすること。

5　入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。

6　提出した入札書（別紙様式）は、書換えたり、撤回することができないので、誤算や、違算又は、見込み違い等のないように十分留意すること。

7　入札にあたっては、分割供給における非需要追随部分と需要追随部分の希望分割点を入札内訳書（様式１）に示し、希望分割点で分割した時の需要追随部分の契約希望単価に需要追随部分の発注予定数量を乗じて得た額に、九州電力株式会社の料金メニューである業務用電力（業務用電力Ａ又は業務用季時別電力Ａ）の単価に非需要追随部分の発注予定数量を乗じて得た額を足した総額を入札金額とすること。（消費税及び地方消費税相当額を除いた額）

なお、全量供給を希望する場合は、上記において、希望分割点を０とし、発注予定数量は、需要追随部分＝全量、非需要追随部分＝０として処理すること。

力率調整については、基本料金に含めるものとする。

入札価格の算定にあたっては、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

8　入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した入札内訳書及び積算内訳書（任意様式）の提出を求める。

9　次の入札書は無効となるものであること。なお、無効入札をした者は、２回目の入札に参加することができない。

（１）入札金額の記載がないもの、又は、入札書の入札金額を訂正した入札

（２）法令又は入札に関する条件に違反している入札

（３）同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

（４）所定の場所及び日時に到着しない入札

（５）入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

（６）入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の５に達しない入札

（７）金額の重複記載、誤字又は脱字があって、必要事項を確認できない入札

（８）入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者及び虚偽の申請を行った者がした入札

（９）入札日の日付のないもの、又は日付に誤りのある入札

(10) 入札内訳書及び積算内訳書が提出されていない入札

(11) 入札書、入札内訳書及び積算内訳書について、金額が正しく積算、転記されていない、又は内容が仕様書に適合していない入札

10　入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、委任状を提出すること。

また入札書に押印する印鑑は、委任状に押印した代理人の印鑑（私印）を押印すること。

11　入札は、第一回で落札者が決定しない場合は、再度の入札を行うことがあること。このとき第二回目の入札に参加する意思のないときは入札書に辞退の旨を記入し提出すること。

12　入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は、入札を中止することもあること。

13　入札は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な申し込みをした者を契約の相手方とする。

14　落札者は、直ちに指示に従い契約確定のための事務手続きを進めることについて協力すること。なお、原則として落札決定後７日以内に契約を締結しなければならない。ただし、「分割供給の運用に関する協定書」の締結の必要があり、その都合等により契約締結が遅延する場合を除く。

15　入札書及び入札内訳書は、本法人の定める様式によること。なお、積算内訳書については、任意様式である。